

# Master'sONE CloudWAN

## 利用規約

2019年11月14日

株式会社エヌ・ティ・ティピー・シーコミュニケーションズ

## 第1章 総則

### 第1条 (利用規約の適用)

株式会社エヌ・ティ・ティピー・シーコミュニケーションズ(以下、「当社」といいます)は、Master'sONE CloudWAN 利用規約(以下、「利用規約」といいます。)を定め、この利用規約に基づき、Master'sONE CloudWAN(以下、「本サービス」といいます。)を提供します。

2. 契約者はこの利用規約を遵守して、本サービスの提供を受けるものとします。
3. 当社は、利用規約の他必要に応じて特約を定めることができるものとします。この場合、契約者は利用規約とともに特約を遵守するものとします。

### 第2条 (利用規約の変更)

当社は、契約者の承諾を得ることなく、本利用規約およびそれに付随する仕様書その他の文書(以下「利用規約等」といいます。)を変更することができるものとします。この場合の料金その他の提供条件は、変更後の利用規約等によります。

2. 本利用規約の変更にあたっては、当社はその内容を当社が別途定める方法で事前に、周知または当該変更の対象となる契約者に対し通知するものとします。ただし、この周知または通知を契約者が認知していない場合であっても、変更後の利用規約が適用されるものとします。

### 第3条 (用語の定義)

本利用規約で用いられる用語の定義は、別紙1(用語定義)のとおりとします。

### 第4条 (サービス)

本サービスにおいて提供するサービスプランは、次のとおりとします。

サービスプラン	
オーバーレイタイプ	スタンダードプラン
	スタンダードプラン ワイヤレス
	クラウドコネクタプラン
セキュアパッケージタイプ	スタンダードプラン
	スタンダードプラン ワイヤレスバックアップ
	インターネットオフロードゲートウェイプラン

2. 当社は前項の各サービスプランに付随して、料金表のとおりオプションサービスを提供します。
3. 各サービスプランの詳細は、別途当社が指定する Web サイトに定める提供仕様等(以下「サービス仕様」といいます。)によるものとします。

#### 第5条 （サービスの提供地域）

本サービスの提供地域は日本国内とし、別途当社の定めるサービス提供可能拠点であり、端末設備設置場所において、本サービスに対応した電気通信サービス(以下「キャリアサービス」といいます。)の提供を得られる地域または場所に限定するものとします。

2. 当社が他の電気通信事業者と相互接続する場合は、その接続点までとします。
3. 契約者は、理由の如何を問わず、当社の書面による承諾なしに本サービスにて提供、貸与する機器(以下「エッジ装置」といいます。)を日本国外に持ち出すことができません。

#### 第6条 （サービス提供条件）

契約者が、本サービス利用のために使用する電気通信サービス、通信機器等は、当社が本サービスの一部として提供するものを除き、契約者の負担で準備するものとします。

2. 当社が本サービスの提供に関して、設置場所の敷地又は建物内に、電気通信設備を設置することを求めた場合には、契約者はこれに無償で応ずるものとします。また、当社より提供される端末設備についても同様とします。
3. 前項により当社が設置する電気通信設備および提供される端末設備に必要な電気は、契約者が提供するものとし、その費用は契約者が負担するものとします。

#### 第7条 （サービスの変更・終了）

当社は、当社の都合により、本サービスの一部もしくは全部を終了し、またはサービス仕様を変更することができるものとします。

2. 本サービスの一部または全部を終了する場合には、3ヶ月以上前に、書面、その他の方法をもって契約者にそのことを通知します。
3. サービス仕様のうち、重要な部分を変更する場合には、その内容を当社が別途定める方法で事前に2 か月前までに通知します。
4. 当社は、前 2 項に定める場合以外の本サービスの変更を行う場合には、該当する本サービスの契約者に対し、事前に当社の定める方法により通知または周知とします。
5. 本条の定めによるサービスの変更または終了により、契約者が何らかの損害を被った場合においても、当社は一切の責任を負いません。

## 第2章 利用契約

#### 第8条 （契約の単位）

本サービスは1つのエッジ装置毎に1つの利用契約(以下、「利用契約」といいます。)を締結するものとします。

2. 当社は、業務上必要なときは、本利用規約の特約を定めることができますものとし、この場合、契約者は、本利用規約とともに特約も遵守するものとし、

#### 第9条（最低利用期間）

契約者の最低利用期間は、利用開始日から起算して、1 か月間とします。

#### 第10条（契約者情報の登録）

本サービスの申込希望者（以下、「申込希望者」といいます。）は、利用契約の申込を行う前に、契約申し込みに係る情報（以下、「契約者情報」といいます。）を当社に登録するものとし、

2. 当社は、当社は、前項の登録において、申込希望者に対し、登録内容の確認のため、資料提出を求めることができるものとし、

3. 申込希望者は、登録時、契約申込時、サービス利用時その他当社に提出する資料その他で個人情報を開示する場合、当社に個人情報を提供することについて本人に同意を得るものとし、

4. 申込希望者は、当社が提供サービスの提供に必要な範囲において、当社が委託先等に契約者情報等の関連する情報を提供することを承諾するものとし、

#### 第11条（コントロールパネルアカウントの付与）

前条により申込希望者が契約者情報を登録することにより、当社は、申込希望者ごとに 1 つのコントロールパネルアカウント（ログイン ID 及びパスワード）を定めます。

2. 当社は、次の場合にはコントロールパネルアカウントを付与しない、または付与したコントロールパネルアカウントの利用を停止することができるものとし、

(1) 申込希望者が過去に当社の提供するサービス（本利用規約に定める内容を含む）において、規約等に違反する行為を行ったことがあるとき

(2) 契約者情報に虚偽を登録したとき

(3) 第10条（契約者情報の登録）第2項その他に定める当社からの資料提出依頼を拒否したとき

(4) 申込希望者が未成年者その他制限行為能力者であることが判明したとき

(5) 前各号のほか、当社の業務遂行上支障があるとき

3. 当社が申込を承諾しない場合には、当社は申込希望者に対しその旨を通知します。

#### 第12条（契約者情報の変更）

契約者（申込希望者を含む、以下同じ）は、契約者情報に変更があったときは、すみやかに登録変更手続きをするものとし、なお、登録内容が変更された場合は、当社は変更された内容を証明する書類の提出を求めることができるものとし、契約者はこれに従うものとし、

2. 前項により契約者情報に変更された場合には、当該コントロールパネルアカウントにより締結された利用契約における契約者の情報もすべて変更されるものとし、

3. 契約者が本条に定める登録変更手続きを行わなかったことによる不利益に関して、当社は一切の責

任を負わないものとします。

#### 第13条（コントロールパネルアカウントの承継）

契約者である法人が合併または会社分割、営業譲渡などにより権利主体が変更になった場合、または個人が死亡した場合は、承継人（又は相続人、以下同じ）はその旨をただちに当社に書面で通知するものとします。当社が承継を承諾しない場合、当社はその通知受領後1ヶ月経過するまで、当該コントロールパネルアカウントの利用を停止し、その旨を当該承継人に通知します。当社が停止しなかった場合、承継人は当該コントロールパネルアカウントおよびそれに紐づく利用契約に係る一切の権利・義務を承継するものとします。

2. 前項の場合において、法律上地位を承継できる者が2人以上あるときは、当社は、前項の規定による承継人の通知があるまでの間、その地位を承継できる者のうち1人を承継人とみなして、契約者として取り扱うものとします。

#### 第14条（コントロールパネルアカウントの譲渡）

契約者は、コントロールパネルアカウントを譲渡する場合には、当社の定める方法により、譲り受けるもの（以下、「譲受者」といいます。）と共に当社に申し込むものとします。

2. 当社は、前項の譲渡申込にあたり、契約者および譲受者の本人確認のために資料の提出を求められることができるものとし、契約者はこれに従うものとします。

3. 譲渡にあたっては、契約者は、当社に別紙（料金表）に定める手数料を支払うものとします。

4. 当社が、譲渡申込を承諾した場合には、契約譲渡承諾日を当社所定の方法で、譲受者に通知します。

5. 当社が、譲渡申込を承諾した場合は、譲受者は、契約者が当社に追っている利用契約に基づく一切の債務を継承するものとします。

6. 当社は、譲受者が第18条（契約の成立）第3項各号に該当する場合もしくは利用契約が第38条（提供停止）に該当し、提供停止となっている場合には、譲渡申込を拒否することができるものとします。

7. 利用契約から生じる契約上の地位を、本条その他利用規約等に定めるほか、当社の承諾なく、他に譲渡、賃貸、質入れ等の行為をすることができません。

#### 第15条（コントロールパネルアカウントの利用停止・廃止）

契約者は、当社所定の申し込みによりコントロールパネルアカウントを停止することができるものとします。

2. 前項その他の事由によりコントロールパネルアカウントが利用停止になったときには、当該コントロールパネルアカウントに紐づく利用契約は自動的に終了するものとします。

3. 当社は、契約者に次に掲げる事由があるときは、契約者に通知することなく、コントロールパネルアカウントの利用を停止することができるものとします。

- (1)利用契約上の債務を履行しなかったとき
  - (2)本利用規約第 5 章に定める契約者の義務に違反したとき
  - (3)利用契約上の債務の履行を怠ると考えられる明白な理由があるとき
  - (4)契約者と料金支払者が異なる場合において、料金支払者より、料金の支払停止の通告があり、契約者がそれに替わる料金支払方法を、当社の定める期間内に届け出ないとき
  - (5)当社が提供する他のサービスにおいて、利用規約違反により契約を解除されたとき
4. 当社が前項の規定によりコントロールパネルアカウント を停止したことにより契約者に損害が発生しても、当社は一切の責任を負わないものとします。
5. コントロールパネルアカウント に紐づく利用契約がすべて終了した場合は、当社は、契約者に通知することなく、コントロールパネルアカウント を廃止することができるものとします。

#### 第16条（契約の申込）

契約者は、当社所定の利用申込手続きにより利用契約の申込を行うものとします。

2. 当社は、別途定める審査基準に従い、利用申込内容を審査します。審査基準に適合した場合、当社は本サービス利用の申込みを承諾します。なお、当社は、契約者に対し、利用申込内容確認のため、資料提出を求めることができるものとし、契約者はこれに従うものとします。
3. 当社は、本サービスの提供に必要なときは、契約者に別途、資料等の提示を求めることができるものとします。

#### 第17条（保証金）

当社は、第16条(契約の申込)第2. 項に定める審査結果により、利用料金の予定額を算定の基礎とした額を保証金として当社に預け入れていただくことを条件に、申し込みを承諾する場合があります。前項の承諾通知を受けた場合には、契約者は、当社の指定する期日にまでに、保証金を当社の指定する方法により支払うものとします。

2. 第1項の保証金の金額設定は、6ヶ月ごとに当社と契約者の間で協議を行い、その結果、見直しを行なうことができるものとします。
3. 契約が終了した場合には、当社は、保証金を該当契約者の残存債務に充当することができるものとし、その上で残金があった場合には、契約終了後3ヶ月以内に、契約者に利息を付けることなく返還します。
4. 前項の定めにかかわらず、当社は、契約者に対する本サービスにかかる債権の回収が困難と判断される場合は、直ちに保証金を任意に処分してその代金を該当契約者の債務の弁済に充当することができるものとし、充当を行なった場合には、当社は、直ちに契約者に対しその旨を通知します。
5. 前項により、保証金が、債務の弁済に充当された場合には、契約者は、当社の定める期日までに、充当された保証金に相当する額を新たな保証金として支払うものとします。
6. 第5項に定める場合のほかは、当社は保証金を処分することができないものとします。

#### 第18条（契約の成立）

当社が利用契約について利用の申込が、オンラインサインアップによる場合は、オンラインサインアップ完了画面により、承諾通知をします。それ以外の方法による利用申込の場合は、電子メールまたは文書等により承諾通知をします。利用契約の成立日は、この通知を当社が発出した日とします。

2. 利用申込に係る提供サービスの提供は、原則として申込を受け付けた順に行います。ただし、当社は、設備、工事その他の事情によりその順序を変更することができるものとします。

3. 当社は、次の場合は、その申込を拒否できるものとします。オンラインサインアップによる契約の申込においては、契約の承諾を取り消すことができるものとします。

- (1) 本サービスの提供、または、本サービスに係る機器等の保守が技術上著しく困難なとき。
- (2) 本サービスの申込みをした者が本サービス、または、当社の提供するその他のサービスの料金、または、手続きに関する費用等の支払いを現に怠り、または、怠るおそれがあるとき。
- (3) 第16条（契約の申込）第2. 項に定める審査の結果、審査基準に適合しないとき
- (4) 本サービスの申し込みをしたものが、第38条（提供停止）第1項各号のいずれかに現に該当し、または該当するおそれがあるとき、もしくは当社の提供する他のサービスにおいて同様の行為を行ったことがあるとき。
- (5) 契約申込にあたり虚偽の事実を記載したとき。
- (6) 本サービスの申込みをした者が指定した支払い口座等が、金融機関等により利用の差し止めが行われていることが判明したとき。
- (7) 申込者が制限行為能力者であって、法定代理人の同意を得ていないとき。
- (8) 契約申込者が、過去、本サービス他当社のサービスにおいて、利用規約の規定に違反したことがあるとき。
- (9) 前各号のほか、当社の業務遂行上支障があるとき。

4. 当社が申込を拒否する場合は、当社は申込者に対し書面、または、その他の方法でその旨を通知します。

#### 第19条（サービス内容の変更）

契約者は、本サービスのサービスプラン等のサービス内容のうち当社が別途定める事項に限り、変更を請求できます。

2. 契約者がサービス内容の変更を行う場合は、あらかじめ当社所定の書面を持って当社に請求するものとします。

3. 当社は、前項の請求があった場合において、その請求を承諾することが技術的に困難であるその他第18条（契約の成立）第3. 項に該当する場合は、その請求を拒否できるものとします。

4. 当社は、前項の請求に対する諾否および変更の適用時期を契約者に対し書面その他の方法で通知します。

#### 第20条（契約の譲渡）

契約者は、利用契約を譲渡する場合には、当社の定める方法により、譲り受けるもの(以下、「譲受者」といいます。)とともに当社に申し込むものとします。

2. 当社は、前項の譲渡申込にあたり、契約者および譲受者の本人確認のために資料等を提出していただくことができるものとし、契約者はこれに従うものとします。
3. 契約譲渡にあたっては、当社に、別紙2(料金表)に定める契約譲渡手数料を支払うこととします。
4. 当社が、譲渡申込を承諾した場合には、契約譲渡承諾日を記載した文書により、譲受者に通知します。
5. 当社が、譲渡申込を承諾した場合は、譲受者は、契約者が当社に対して負っている利用契約に基づく一切の債務を継承するものとします。
6. 当社は、譲受者が第18条(契約の成立)第3. 項に該当する場合もしくは利用契約が第38条(提供停止)に該当し、提供停止となっている場合には、譲渡申込を拒否することができるものとします。

#### 第21条 (契約者が行う利用契約の解除)

契約者は、利用契約を解除するときは、当社に対し、コントロールパネルにて利用契約の解除通知を行うものとします。なお、契約解除の日(以下「廃止日」といいます。)は、次のとおりとなります。

サービスプラン		廃止日
オーバーレイタイプ	スタンダードプラン	通知日翌日以降の指定日
	スタンダードプラン ワイヤレス	通知日翌日以降の指定日
	クラウドコネクタプラン	通知日翌日以降の指定日
セキュアパッケージタイプ	スタンダードプラン	通知日翌日以降の指定日
	スタンダードプラン ワイヤレスバックアップ	通知日翌日以降の指定日
	インターネットオフロードゲートウェイプラン	通知日の 12 営業日以降の指定日

2. 前項により、スタンダードプランおよびセキュアパッケージ スタンダードプランでは契約者が利用契約の解除の通知を行った場合、契約者は、廃止日より 10 営業日以内に当社の指示に従い当社より提供しているエッジ装置を原状に復したうえで、当社指定の方法により契約者の負担で返還するものとします。
3. 前項の期間内に、契約者がエッジ装置を当社に返還しない場合、当社は契約者に対して、損害金を請求し、契約者に譲渡することができるものとします。なお、この場合、エッジ装置を現状有姿での譲渡となり、当社は品質の保証、トラブル、第三者からの苦情を含む一切の責任を負わないものとします。
4. 利用契約は、契約者がエッジ装置を返還した日もしくは損害金を支払った日、またはエッジ装置が譲渡された日に終了するものとします。
5. 前項の場合において、その利用期間中に係る契約者の一切の債務は、利用契約の解除をした後においてもその債務が履行されるまで消滅しないものとします。

#### 第22条 (当社が行う利用契約の解除)



当社は、次に掲げる事由があるときは、利用契約を解除することができるものとします。

- (1) 第38条(提供停止)の規定により本サービス、または、当社が契約者に提供するその他のサービスの提供が停止された場合において、契約者が当該停止の日から14日以内に当該停止の原因となった事由を解消しないとき。
  - (2) 第38条(提供停止)の事由がある場合において、当該事由が当社の業務に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。
  - (3) 第18条(契約の成立)第3.項各号のいずれかの事由が判明、または発生したとき
  - (4) 契約者が差押、仮差押、仮処分、公売処分、租税滞納処分その他公権力の処分を受け、または自ら振出し若しくは引受けた手形または小切手が不渡りとなる等支払停止状態に至ったとき。
  - (5) 契約者が民事再生手続、会社更生手続の開始、若しくは破産手続きの開始を申し立てられまたは申し立てたとき。
  - (6) 営業の全部若しくは重要な一部を譲渡し、もしくはその決議をしたとき、または資本の減少、営業の廃止若しくは変更または合併によらない解散の決議をしたとき。
  - (7) 前3号のほか、契約者の財産状態が悪化し、料金の支払いが滞ると予想される合理的理由のある場合。
  - (8) 第7条(サービスの変更・終了)に基づき、当社が、本サービス全体、または一部の提供を終了するとき。
2. 当社は、前項の規定により利用契約を解除するときは、契約者に対し、その旨を通知します。
3. 第1項の場合において、その利用期間中に係る契約者の一切の債務は、利用契約の解除をした後においてもその債務が履行されるまで消滅しないものとします。

## 第3章 エッジ装置

### 第23条 (エッジ装置の提供)

本サービスを利用するには、契約者の用意するキャリアサービスに当社から提供するエッジ装置を接続することが必要となります。エッジ装置は、当社の都合により、その種類を変更できるものとします。

### 第24条 (エッジ装置の引き渡し)

当社は契約者に対し、申込内容に応じてエッジ装置を契約者が指定した送付先に当社指定の手段にて送付、もしくは当社または当社の委託先が設置および設定を行います。また、本サービスの提供に必要な範囲で当社がエッジ装置の設定を変更することができるものとします。

2. 契約者がエッジ装置を受領したことにより引き渡しが完了したものとします。
3. 当社は、契約者がエッジ装置に対して当社の許可なく設定変更等を行ったことにより発生したいか

なる損害に対しても責任を負わないものとします。

#### 第25条（エッジ装置の管理）

契約者は、エッジ装置を善良な管理者の注意をもって保管するとともに、次のことを守るものとします。

- (1) エッジ装置を移動し、取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。ただし、天災、事変その他の非常事態に際して保護する必要があるとき、コンピュータ、ネットワーク設備等（以下「契約者設備等」といいます。）の接続若しくは保守のため必要があるとき又は当社が認めるときは、この限りではありません。
  - (2) エッジ装置を改造又は改変しないこと。
  - (3) 当社が認めた場合を除いて、エッジ装置に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。
  - (4) エッジ装置を厳重に管理し、引渡し時の原状を維持することとし、第三者に譲渡し、転貸し、自己若しくは第三者のための担保として提供し又は使用させないこと。
  - (5) 契約者は、本サービスに直接又は間接的に接続する契約者設備等を適正に管理するものし、これらの不正利用により当社あるいは第三者に損害を与えることのないよう努めるものとします。
  - (6) エッジ装置に故障、滅失又は毀損等が生じたときは、直ちに、その旨を当社に通知し、当社の指示に従うこと。
  - (7) 当社からのエッジ装置に関する通知事項を機密情報として厳重に管理すること。
2. 契約者の責によりエッジ装置を亡失し、または、毀損したときは、当社は、契約者に対して、当社が指定する日までに、その補充、修繕その他の工事等に必要な費用を請求できるものとします。

#### 第26条（故障が生じた場合の措置）

契約者は、本サービスを利用することができなくなったときは、キャリアサービスおよび契約者設備等に故障のないことを確認のうえ、その旨を当社に通知するものとします。

2. 前項に定める契約者から通知があったときは、当社は、エッジ装置を含む本サービスに対して調査を行うものとします。
3. 当社は、前項の調査によりエッジ装置を含む本サービスに障害がないと判定した場合は、契約者にその調査に要した費用を請求することができるものとします。
4. 当社は、本サービスにエッジ装置に対する保守が含まれている場合には、サービス仕様に定める内容に従い、保守を実施します。

## 第4章 ソフトウェアの取り扱い

#### 第27条（ソフトウェアの管理）

契約者は、契約者に提供されるソフトウェア及びその他の各種情報(本規約上、「ソフトウェア等」といいます。)を本サービス利用の目的にのみ利用することができ、これ以外の目的での利用はできません。

2. 契約者は本サービスの提供に関し、当社が契約者に提供するソフトウェアについて、次の条件を守るものとします。

(1) 契約者は、ソフトウェアを第三者に対し貸与、譲渡、使用許諾その他の処分をしないこと

(2) ソフトウェア製品を複製すること。

(3) ソフトウェア製品を変更または改作すること。

(4) ソフトウェアを善良な管理者の注意をもって管理すること

3. 前項の規定に違反して、当社に損害を与えた場合には、契約者は、当社に対し、損害を賠償するものとします。

#### 第28条 (ソフトウェアの著作権等)

ソフトウェア等の著作権、ノウハウ等の知的所有権のすべてを当社または当社にこれらの情報の利用を許諾した第三者が所有します。

#### 第29条 (解約時のソフトウェア等)

契約者は、利用契約が終了した場合には、ソフトウェア等を速やかに削除するものとします。これによる契約者の直接あるいは間接の損失、損害等に対して、当社はいかなる責任も負わないものとします。

## 第5章 契約者の義務

#### 第30条 (ID 及びパスワードの管理)

契約者は当社から提供される ID 及びパスワードを厳重に管理するものとし、これらの不正使用により当社あるいは第三者に損害を与えることのないように万全の措置を講じるものとします。また、付与されたアカウントおよびパスワードを用いて行われる申込、届出、サービスの利用は、契約者または契約者から 正当に権限を付与されたものによるものと推定し、不正使用による場合を除き、契約者が行った行為とみなします。

2. 契約者は、ID 及びパスワードが第三者によって不正に使用されたことが判明した場合には、直ちに当社にその旨を連絡するものとします。

3. 当社は、ID 及びパスワードの漏洩、不正使用などから生じたいかなる損害についても、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、一切の責任を負わないものとし、当社が責任を負う場合を除き、契約者は不正使用に起因するすべての損害について責任を負うものとします。

4. 当社は、ID 及びパスワードの漏洩を原因とする不正使用が発生した場合は、強制的にパスワードを変更することができるものとします。パスワードを変更したときは、当社は契約者に対しその旨を通知します。

#### 第31条（必要情報の提供）

契約者は、本サービス利用のために当社に提供した全ての情報を正確かつ最新のものに保つものとします。

#### 第32条（利用責任者）

本サービスの利用にあたり、契約者はあらかじめ利用責任者を選任し、その連絡先住所、電話番号および電子メールアドレスを当社の定める方法で届け出るものとします。また、利用責任者が交代したときは直ちに当社の定める方法で通知するものとします。

2. 契約者が当該通知おこなわずに、当社から連絡が取れないことによって引き起こされる損害に対して、当社は一切の責任を負いません。

3. 利用責任者は、当社との連絡、協議の任にあたり、利用規約に基づく本サービスの利用適正化を図るものとします。なお、利用責任者が通知、申請できる内容については、別途定めることとします。

#### 第33条（電子メールによる応答義務）

契約者は、常に当社からの電子メールが、契約者が届け出た連絡先電子メールアドレスに確実に到達するようにし、当社から依頼のあった場合には、それに対して遅滞なく応答をおこなうこととします。

2. 当社は、契約者に対し、有益と思われるサービスや、ビジネスパートナーの商品・サービス等の情報を電子メールで送信することができるものとします。

#### 第34条（技術項目の維持）

契約者は、契約者のネットワークをサービスサイトに示す技術項目に適合するよう維持するものとします。

#### 第35条（禁止行為）

契約者は、本サービスの利用にあたり、次の行為を行わないものとします。

- (1) 法令に違反する、またはそのおそれのある行為、あるいはそれに類似する行為。
- (2) 当社あるいは第三者を差別もしくは誹謗中傷し、またはその名誉、信用、プライバシー等の人格的権利を侵害する行為、またはそのおそれのある行為。
- (3) 個人情報その他第三者に関する情報を偽りその他不正な手段を用いて収集、取得する行為、あるいはそれに類似する行為。
- (4) 個人情報を本人の同意なく違法に第三者に開示、提供する行為、あるいはそれに類似する行為。

- (5) 当社あるいは第三者の著作権、その他の知的財産権を侵害する行為、またはそのおそれのある行為。
- (6) 当社あるいは第三者の法的保護に値する一切の利益を侵害する行為、またはそのおそれのある行為。
- (7) 犯罪行為、犯罪行為をそそのかしたり容易にさせる行為、またはそのおそれのある行為。
- (8) 虚偽の情報を意図的に提供する行為、あるいはそれに類似する行為。
- (9) 公職選挙法に違反する行為、またはそのおそれのある行為。
- (10) 無限連鎖講(「ねずみ講」)あるいはそれに類似する行為、またはこれを勧誘する行為。
- (11) わいせつ、児童売春、児童ポルノ、児童虐待にあたるコンテンツを発信・記録・保存する行為、および児童の保護等に関する法律に違反する行為、あるいはそれに類似する行為。
- (12) 風俗営業等の規制及び適正化に関する法律(以下、「風営適正化法」といいます。)が規定する映像送信型性風俗特殊営業、あるいはそれに類似する行為。
- (13) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(以下、「出会い系サイト規制法」といいます。)が規定するインターネット異性紹介事業、あるいはそれに類似する行為。
- (14) 薬物犯罪、規制薬物等の濫用に結びつく、もしくは結びつくおそれの高い行為、未承認もしくは使用期限切れの医薬品等の広告を行う行為、またはインターネット上で販売等が禁止されている医薬品を販売等する行為。
- (15) 当社の本サービスの提供を妨害する行為、またはそのおそれのある行為。
- (16) 第三者の通信に支障を与える方法あるいは態様において本サービスを利用する行為、またはそのおそれのある行為。
- (17) 当社あるいは第三者の運用するコンピュータ、電気通信設備等に不正にアクセスする行為、クラッキング行為、アタック行為、および当社あるいは第三者の運用するコンピュータ、電気通信設備等に支障を与える方法あるいは態様において本サービスを利用する行為、およびそれらの行為を促進する情報掲載等の行為、あるいはそれに類似する行為。
- (18) 無断で第三者に広告、宣伝もしくは勧誘の電子メール(特定電子メールを含むがそれに限定されない)を送信する行為。または第三者が嫌悪感を抱く、もしくはそのおそれのある電子メール(「嫌がらせメール」、「迷惑メール」)を送信する行為、あるいはそれに類似する行為。
- (19) コンピュータウイルス等他人の業務を妨害するあるいはそのおそれのあるコンピュータ・プログラムを本サービスを利用して使用したり、第三者に提供する行為、またはそのおそれのある行為。
- (20) 第三者の通信環境を無断で国際電話あるいはダイヤル Q2 等の高額な通信回線に変更する行為、および設定を変更させるコンピュータ・プログラムを配布する行為。
- (21) 本サービスからアクセス可能な第三者の情報を改竄し、または消去する行為。
- (22) 他人の ID を不正に使用する行為、あるいはそれに類似する行為。
- (23) ひとつの ID を重複して同時にログインする行為。
- (24) その他、他人の法的利益を侵害したり、公序良俗に反する方法あるいは態様において本サービ

スを利用する行為。

2. 前項に規定する行為には、当該行為を行っているサイトへリンクを張る等、当該行為を誘引する、または結果として同等となる行為を含みます。
3. 第1項第12号および第13号については、風営適正化法または出会い系サイト規制法の定めに従い、適正に事業運営されていることを、当社が確認できたものについては、第1項の規定適用から除外し、特別に本サービスの利用を認める場合があります。ただし、その後、第1項で定める禁止行為を行った場合や不適正な事業運営であると当社が判断した場合は、第38条(提供停止)に定めるサービスの提供の停止を含む措置を行うことができるものとします。
4. 契約者が第1項で規定する禁止行為に該当する行為を行っているとして当社で判断した場合、当社は、第38条(提供停止)に定める措置を行うほか、契約者の違反行為に対する苦情対応に要した稼働等の費用、および当社が契約者の違反行為により被る損害費用等を契約者に請求できるものとします。

## 第6章 提供中止、提供停止

### 第36条 (利用の制限)

当社は、天災事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがあるときは、本サービスの利用を制限することができるものとします。

### 第37条 (提供中止)

当社は、次の場合は、本サービスの提供を中止することができるものとします。

- (1) 当社の通信設備の保守、または、工事のためやむを得ないとき。
  - (2) 当社が設置する通信設備の障害等やむを得ないとき。
  - (3) 第36条(利用の制限)の規定によるとき
2. 当社は、本サービスの提供を中止するときは、契約者に対し事前にその旨、ならびに、理由、および、期間を通知します。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。

### 第38条 (提供停止)

当社は、契約者が次の各号(以下、「停止条件」といいます。)に該当するときは、本サービス、または、当社が契約者に提供しているその他のサービスの提供を停止することができるものとします。

- (1) 利用契約上の債務の履行を怠ったとき
- (2) 第5章契約者の義務の規定に違反したとき。
- (3) 違法に、または、明らかに公序良俗に反する態様において本サービス、または、当社が契約者に

提供しているその他のサービスを利用したとき。

- (4) 当社が提供するサービスを直接、または、間接に利用する者の当該利用に対し重大な支障を与える態様において本サービス、または、当社が契約者に提供しているその他のサービスを利用したとき。
- (5) 申し込みに当たって虚偽の事項を記載したことが判明したとき。
- (6) 当社が提供するサービスの利用に関し、直接または間接に当社または第三者に対し、過大な負荷または重大な支障(設備やデータ等の損壊を含むがそれに限定されない)を与えたとき。
- (7) 特定電気通信事業役務提供者の損害賠償責任の制限および発信者情報の開示に関する法律に関する申告があり、その申告が妥当であると当社が判断する相当の理由があるとき。
- (8) その他、当社が不適切と判断する行為。

2. 前項による本サービスの提供の停止は、原則として、停止条件に該当するかぎり継続するものとし、当社は契約者が停止条件に該当しなくなった後、停止解除の措置を行います。なお、停止解除には、数日要する場合があることを契約者は、承諾するものとします。

3. 当社は、前項の規定により本サービス、または、当社が契約者に提供しているその他のサービスの提供を停止するときは、あらかじめその理由、提供停止をする日を契約者に通知します。ただし、設備保全上必要な場合、当社または第三者の被害の拡大が予想される場合など緊急やむを得ない場合は、即時に停止を行い、事後に通知することができるものとします。

## 第7章 料金等

### 第39条 (料金)

当社が提供する本サービスの料金は、別紙2(料金表)に定める額とします。

2. エッジ装置の引き渡し翌日を利用開始日とし、利用開始日から料金が発生します。

### 第40条 (初期費用の支払義務)

契約者は、サービスに係る契約の申込を請求し、その承諾を受けたときは、別紙2(料金表)に規定する費用の支払を要します。

2. 契約者が契約申込みをした場合、契約者のエッジ装置と本サービスとの接続の完了、又は未完了の状態に係らず、当社が本サービスの利用開始に必要な工事に着手した時点で、契約者は初期費用を支払う義務を負います。又、工事の着手以前の場合でも、当社が契約申込みを承諾した時点で、契約者は、当社が規定する初期費用の支払い義務を負う場合があります。ただし、そのサービスに係る工事の着手前にその契約の解除があった場合は、この限りではありません。

3. 第11条(コントロールパネルアカウントの付与)第3.項の規定により、当社が契約の承諾を取り消

した場合であっても、当社は契約申し込み者に対して契約が成立した場合と同額の損害金を請求できるものとします。損害金の請求の手続は料金等の請求の手続と同様とします。

4. 契約者の申請を当社が承諾し、利用規約に定める範囲外の作業を行った場合、契約者は当社の請求する特別料金を支払うものとします。当社は当該作業について特別料金が必要となる場合、契約者に対してその旨を事前に通知します。

#### 第41条（月額費用等の支払義務）

契約者は、当社が定める利用開始日から起算して、本サービスの解除等があった日の前日までの期間（当該利用開始日と当該解除の日が同日である場合は、1日。以下、「サービス利用期間」といいます。）について別紙2（料金表）に定める額の合計を支払う義務を負います。

2. 本サービスの料金の算出については、第38条（提供停止）の規定により、本サービスの提供が停止された期間であっても、当該サービスの提供があったものとして取り扱うものとします。

3. 前項に定める場合を除き、契約者の責めによらない理由により、本サービスを全く利用できない状態（その利用契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときには、そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのサービスについての料金は、支払いを要しません。

#### 第42条（変更に伴う費用の支払義務）

契約者は、サービス内容の変更に係る申込を請求し、その承諾を受けたときは、別紙2（料金表）に規定する費用の支払を要します。

2. 契約者が契約申込みをした場合、契約者のネットワークエッジ装置と本サービスとの接続の完了、又は未完了の状態に係らず、当社がサービス内容の変更に必要な工事に着手した時点で、契約者は変更に伴う費用を支払う義務を負います。又、工事の着手以前の場合でも、当社が契約申込みを承諾した時点で、契約者は、当社が規定する変更に伴う費用の支払い義務を負う場合があります。ただし、そのサービス内容の変更に係る工事の着手前にその契約の解除があった場合は、この限りではありません。

3. 契約者の申請を当社が承諾し、利用規約に定める範囲外の作業を行った場合、契約者は当社の請求する特別料金を支払うものとします。当社は当該作業について特別料金が必要となる場合、契約者に対してその旨を事前に通知します。

#### 第43条（解除費用等の支払義務）

契約者は、サービス解除に係る契約の申込を請求し、その承諾を受けたときは、別紙2（料金表）に規定する費用の支払を要します。

2. 契約者が契約申込みをした場合、当社がサービス解除に必要な工事に着手した時点で、契約者は



解除に伴う費用を支払う義務を負います。又、工事の着手以前の場合でも、当社が契約申込みを承諾した時点で、契約者は、当社が規定する解除に伴う費用の支払い義務を負う場合があります。

3. 契約者の申請を当社が承諾し、利用規約に定める範囲外の作業を行った場合、契約者は当社の請求する特別料金を支払うものとします。当社は当該作業について特別料金が必要となる場合、契約者に対してその旨を事前に通知します。

#### 第44条（品質保証制度）

当社は、別紙3「品質保証と計算方法」に定めるサービスについて、品質保証制度を適用するものとします。なお、保証基準及び減額内容は別紙「品質保証と計算方法」に定めるものとします。

2 品質保証制度は、第6章提供中止、提供停止の規定に該当する事由がある場合、第41条（料月額金等の支払義務）第3項に該当し料金支払義務が免除された期間には、適用しないものとします。

3 契約者が本条に定める品質保証制度による減額の適用を受けるためには、当社の別途定める方法により、別紙「品質保証と計算方法」に定める基準日から10営業日までに申告するものとし、この期間を経過した場合には、品質保証制度の適用を受けることができないものとします。

#### 第45条（料金の調定）

契約者が最低利用期間を経過する日前に利用契約を解除した場合は、当該解除があった次の日から当該契約期間の末日までの期間に対応するサービスに係る料金の全額を、当社の指定する期日までに一括して支払うものとします。

2. 契約者が最低利用期間を経過する日前に利用契約の内容を変更した場合は、契約者は当社に対し次の支払義務を負います。

- (1) 当該変更前の品目に係る本サービスを提供期間に対応する、当該変更前の品目に係る本サービスの利用料金
- (2) 当該変更日から最低利用期間末日までの期間に対応する当該変更前の品目に係る本サービスの額から、当該期間に対応する当該変更後の品目に係る本サービスの額を控除した後の額
- (3) 当該変更後の品目に係る本サービスの提供期間に対応する、当該変更後の品目に係る本サービスの利用料金

#### 第46条（料金の計算方法）

当社は契約者に対し、別紙2（料金表）に規定する月額費用について、次の場合、利用日数に応じて暦日数により日割します。

- (1) 利用開始日が暦月の初日以外の日であった場合。
- (2) 契約の解除の日が、第9条（最低利用期間）に規定する最低利用期間の経過後であり、かつ暦月の末日以外の日であった場合。
- (3) 品目の変更の日が、第9条（最低利用期間）に規定する最低利用期間の経過後であり、かつ暦月

の初日以外の日であった場合。

#### 第47条（料金の支払方法）

契約者は、本サービスの料金等を申込時の契約者の申請により、当社が承諾した口座振替により支払うものとします。なお、支払いに関する細部条項は契約者と金融機関等との契約条項又は当社が指定する期日、方法によります。また、契約者と金融機関等の間で紛争が発生した場合は、当該当事者双方で解決するものとし、当社には一切の責任がないものとします。

#### 第48条（割増金）

契約者が料金等の支払いを不当に免れた場合は、当該契約者は、その免れた額のほか、その免れた額に相当する額を割増金として、当社が指定する期日までに支払うこととします。

#### 第49条（延滞利息）

契約者が料金その他の債務（延滞利息は除きます。）について支払い期日を経過してもなお支払がない場合は、当該契約者は、支払い期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を、延滞利息として当社が指定する期日までに支払うこととします。

#### 第50条（割増金および延滞金の支払方法）

第48条（割増金）および第49条（延滞利息）の支払いについては、契約者は当社が指定する期日までに、当社が指定する方法により支払うものとします。

#### 第51条（消費税、および、地方消費税）

契約者が当社に対し本サービスに係る債務を支払う場合において、消費税法および、同法に関する法令の規定により当該支払について消費税、および、地方消費税が賦課されるものとされているときは、契約者は、当社に対し、当該債務を支払う際に、これに対する消費税、および、地方消費税相当額を併せて支払うものとします。

#### 第52条（端数処理）

当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

#### 第53条（集金代行の委託）

契約者は、本サービスの料金等の入金案内について、当社が当該債権の入金案内業務を、集金代行業務を行なう会社へ委託することを、予め承諾するものとします。

## 第8章 責任の制限

### 第54条（責任の制限）

当社は、本サービスの提供が正常にできなくなったときは、その復旧に努めるものとします。

2. エッジ装置に対する保証およびエッジ装置を原因とする損害賠償については、当社が別途提示する保守条件書に定めるものとし、それ以外の責任は一切負わないものとします。
3. 当社は、電気通信サービスやエッジ装置以外の通信機器が原因で本サービスが利用できないことに対して、いかなる場合も一切責任を負わないものとします。
4. 前2項、その他別に定める場合を除き、当社の故意又は重大な過失により本サービスを全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻から起算して、連続して 24 時間以上、本サービスの提供をしなかったときにかぎり、契約者に発生した損害を賠償します。ただし、その賠償額は、その障害発生時刻における利用契約の内容の月額費用額を限度とします。

### 第55条（免責）

- 前条の規定は、本契約に関して当社が契約者に負う一切の責任を規定したものとします。当社は契約者、二次利用者その他いかなる者に対しても本サービスを利用に起因して発生する直接あるいは間接の損害について、当社は、第54条（責任の制限）で規定する責任以外には法律上の責任並びに明示または黙示の保証責任を問わず、いかなる責任も負わないものとします。また、本契約の定めに従って当社が行った行為の結果についても、原因の如何を問わずいかなる責任も負わないものとします。
2. 当社は、本サービスの内容が、契約者の特定の目的に適合すること、期待する機能を有していること、不具合や故障を生じないことを含め、本サービスに関して、明示的にも黙示的にもその完全性、正確性、確実性、有用性等のいかなる保証も一切行わないものとします。

## 第9章 情報管理

### 第56条（守秘義務）

契約者及び当社は利用契約に関連し、知り得た相手方の技術上・営業上またはその他の業務上の機密情報を相手方の文書による承諾なしに、第三者に開示または漏洩してはならないものとします。ただし、次の各号に該当する場合は、この限りではないものとします。

- (1) 知り得た時点で既に公知・公用となっている場合

- (2) 知り得た後、自己の責によらず公知・公用となっている場合
  - (3) 知り得た時点で既に取得済みの場合
  - (4) 自ら独自に開発した場合
  - (5) 正当な権限を有する第三者から機密保持義務を課せられることなく正当に取得した場合
  - (6) 法令または権限のある公的機関の要請により開示または提供が求められた場合
  - (7) 契約者に対し、利用契約に基づく義務の履行を請求する場合
  - (8) 本サービスに起因して紛争または損害賠償請求が発生した場合
  - (9) その他、本サービスの運営上必要がある場合
2. 本条については、利用契約終了の後も効力を有するものとします。

#### 第57条（お客さま情報の保護）

当社は、利用契約に関連し、知り得た契約者の技術上、営業上またはその他の業務上の情報（以下、「お客さま情報」といいます。）を、当社が別に定め公表する「個人情報保護方針」に記載された利用目的のほか契約者に同意を得た範囲内でのみ利用するものとします。

- 2. 当社は、お客さま情報を、個人情報と同等の安全管理措置を講じて保護するものとします。
- 3. 当社は、お客さま情報を、本利用規約に明示された場合または法律上開示が認められる場合（正当防衛、緊急避難等を含む。）を除き、第三者に開示、提供しないものとします。

#### 第58条（損害賠償）

本章に定める条項については、第8章責任の制限の定めを適用しないものとします。

## 第10章 雑則

#### 第59条（他人使用）

契約者は、本サービスを利用して第三者にサービスを提供する等、第三者に本サービスの一部又は全部を再利用させる場合には、自己の責任で利用させるものとし、当該利用に関して、当社を免責しなければならないものとします。

- 2. 前項の場合において、契約者は、当該第三者に対して、本利用規約に定める契約者の義務を遵守させなければならないと、当該第三者が本利用規約に定める契約者の義務に違反した場合は、契約者が違反したものとみなし、当社は、提供停止等の措置を取ることができるものとします。
- 3. 第1項の場合において、契約者は、提供サービスを利用させた第三者に対し、当社の免責及び当社への苦情、クレーム等の防止について明確な措置を行うと共に、当該第三者より契約者による当該第三者へのサービスの再利用に関して損害賠償等があった場合には、一切の折衝と賠償の責を負うものとします。

4. 前項に係らず、契約者による当該第三者へのサービスの再利用に関して当該第三者から当社に損害賠償請求があった場合には、当該請求への対応に要した稼働等の費用、および当社から当該第三者に対する損害費用等を契約者に請求することができるものとします。

#### 第60条（損害賠償）

本サービスの利用に関連して、契約者が他の契約者もしくは第三者に対して損害を与えた場合、または契約者が他の契約者もしくは第三者と紛争を生じた場合、契約者は自己の費用と責任で解決するものとし、当社に何らの迷惑または損害を与えないものとします。

2. 契約者が、提供サービスを利用することにより、第三者に損害を与え、そのことにより当社が損害を被った場合には、契約者は、当社に対しその損害を賠償するものとします。

3. 前2項の他、契約者による本サービスの利用に関して、当社が損害を被った場合、当社は契約者に対し、利用契約を解除せずに損害賠償の請求をすることができるものとします。

#### 第61条（第三者への委託）

契約者は、当社が本サービスを提供するにあたり、その業務の一部を第三者に委託することを了承するものとします。

2. 契約者は、当社が契約者に関する情報を、当社の委託によりサービスに関する業務を行う者に通知する場合があることについて、同意するものとします。

#### 第62条（準拠法・管轄裁判所）

本規約の適用の有無を含め本規約から生じる一切の紛争は日本法を適用して解決するものとし、東京地方裁判所を唯一の第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### 第63条（分離可能性）

利用規約等のいずれかの条項が法令等または裁判などにより違法、無効又は不能とされたとしても、他の条項は、継続して完全に効力を有するものとします。

#### 附則

この利用規約は 2018 年 11 月 16 日から実施します。